

兵庫の開港

〈解説文〉

来ル十二月七日方兵庫

開港、江戸并大坂市中江も

貿易のため外国人

致居留候筈ニ付、諸国之

産物手広ニ搬運、

勝手ニ可遂商売者也、

右之趣、御料・私領・寺社

領共、不洩様可触知候

右之趣、可被相触候

六月

右之通従

公儀御書付出候間、在中

寺社共可被相触候、以上

七月

〈読み下し文〉

来る十二月七日より兵庫開港、江戸並びに大坂市中えも貿易のため外国人^{きよりゆう}居留いたし候はずにつき、諸国の産物手広^{てびろ}に搬運、勝手

に商売^{しうばい}遂ぐべきもの也、

右の趣^{おもむき}、御料・私領・寺社領とも、洩れざるよう触れ知らすべく候

く候

右の趣、相触れらるべく候

六月

右の通り公儀^{こうぎ}より御書きつけ出^いで候あいだ、在中寺社とも相触れらるべく候、以上

七月

〈用語の解説〉

・御料：幕府領。

・私領：大小名領。

・公儀：幕府。

〈解説〉

ペリーが黒船を率いて浦賀沖に来航し、安政元（1854）年には日米和親条約^{ていけつ}を締結した。初代駐日総領事として下田に駐在したハリスは、強い姿勢で通商条約の締結を求めた。その対応をめぐり幕府内の意見は割れた。老中首座の堀田正睦は通商条約調印^{ちようきよ}を決意し勅許^{ちよつきよ}を求めたが、朝廷では攘夷^{じやうい}の考えが強く、孝明天

皇の勅許は得られなかった。

ところが安政5（1858）年、清が第2次アヘン戦争（アロ
ー戦争）の結果として、イギリス・フランスと天津条約を結ぶと、
ハリスはイギリス・フランスの脅威を説いて通商条約の調印を強
くせまった。大老井伊直弼は勅許を得られないまま、同年6月に
日米修好通商条約の調印を断行した。

第3条は神奈川・長崎・新潟・兵庫の開港、江戸・大坂の開市、
通商は自由貿易とすること、開港場に外国人の居留地を設けるこ
とを定めている。

史料は兵庫の開港と江戸・大坂の開市について触れたものであ
る。兵庫の開港については「千八百六十三年一月一日」と定めら
れていたが、開港の勅許を得たのは慶応3（1867）年のこと
であった。同年12月7日、兵庫よりも水深の深い隣接の神戸村に
かえられて開港した（1868年1月1日）。

同条約は、アメリカに領事裁判権（治外法権）を認め、関税率
は日米の協議により定める協定関税とする（関税自主権の欠如）
など、日本にとって不平等な条約であった。

明治以降、日本政府はこの不平等条約の改正の交渉を続け、領
事裁判権は明治32（1899）年に撤廃されたが、関税自主権の

回復は明治44（1911）年のことであった。

【参考文献】

・佐々木潤之介ほか編『概論日本歴史』吉川弘文館